

北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について

1 設置の根拠

「第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」を改定するため、北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づき、男女平等参画審議会に専門部会を設置する。

参考〔北海道男女平等参画推進条例〕

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

2 専門部会設置の理由

現行計画の期間が平成30年度までとなっており、平成31年度以降の、道における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本的な考え方、施策の方向性と総合的な体系を明確にするため、平成30年度中に計画を策定する必要がある。

このため、平成30年10月には、審議会から答申を受けたいと考えており、集中的に審議を行うため、部会を設置する。

3 専門部会の構成

専門部会委員は、審議会委員のなかから、法曹、学識者、行政、支援者の各分野及び公募委員の5名により構成するものとする。

4 部会開催スケジュール

	時 期	内 容
第1回審議会	6 / 1 2	・計画改定について諮問
第1回専門部会	7月上旬	・計画の全体構成等の検討
専2回専門部会	9月上旬	・計画に盛り込む施策等の検討 ・部会報告(案)の検討
第2回審議会	10月中旬	・部会報告 ・答申